

選べるギフトサービス利用規約

2023 年 7 月

株式会社エネコム

(約款の適用)

第1条 本規約は、株式会社エネコム（以下「当社」といいます）が提供するメガ・エッグコレクトサービスの利用契約（以下「利用契約」といいます）におけるギフトサービス（以下「ギフトサービス」といいます）について定めます。

2 当社は、本規約に基づき、ギフトサービスを提供します。

(ギフトサービスの内容)

第2条 当社は、利用者に対し、別表1に定めるコースのうち利用者が選択したコースのサービスを提供するものとします。

(適用関係)

第3条 利用者は、ギフトサービスの利用に関し、本規約、メガ・エッグコレクトサービス契約規約又はIP通信網サービス契約約款に定めがない事項については、サービス提供事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定めが適用されることに同意するものとします。ただし、本規約の内容が、サービス提供事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定める内容と矛盾・抵触する場合は、本規約、メガ・エッグコレクトサービス契約規約又はIP通信網サービス契約約款の内容が優先的に適用されるものとします。

(利用料金)

第4条 利用者は、利用料金（当社が約款で定める金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします）をお支払いいただきます。

2 当社がIP通信網サービスの提供を開始した日が属する月から起算してサービスの提供が終了するまでの期間について利用料金の対象となるものとします。なお、暦上の月の途中で利用料金の対象となった場合や暦上の月の途中で解約が行われた場合であっても、利用料金の日割計算を行い利用料金の減額を行うことはありません。

ん。

- 3 前項の定めにかかわらず、当社 IP 通信網サービス契約の提供開始後に利用者がギフトサービスを選択し申し込んだ場合、又は追加申込若しくは変更申込によりギフトサービスを選択した場合、各申込日が属する月の翌月から起算してサービスの提供が終了するまでの期間について利用料金の対象となるものとします。
- 4 利用者は、利用者が本規約に定めるコース選択の申込み又は個別のギフト選択申込みを行わない場合であっても、第 1 項に定める料金の支払義務を免れないものとし、当社は、既払分の利用料金の返還、精算等を行わないものとします。

(コース選択の申込み)

- 第 5 条 利用者は、当社に対し、当社所定の方法により、別表 1 に定めるコースの中からコース選択の申込みを行うものとします。
- 2 利用者は、利用契約の申込み時に当社に通知した住所を含む情報について変更がある場合、速やかに当社所定の方法により通知するものとします。

(年 2 回お届けサービスにおける個別ギフトの選択申込み)

- 第 6 条 当社は、当社が利用者に対して割り当てた電子メールアドレス（以下「基本メールアドレス」といいます）に対し、個別のギフト（以下「個別ギフト」といいます）の受取の申請に必要な URL が記載された電子メール（以下「案内メール」といいます）を送信します。
- 2 利用者は、案内メールの発送後 6 カ月以内に当社が指定する URL へアクセスし、当社所定のフォームから個別ギフトを選択し、受取のための申請を行うものとし、当社が利用者からの申請を確認した時点で申請を受け付けたものとします。
 - 3 当社は、申請の受付後、当社が指定するサービス提供事業者を通じ、予め利用者が当社所定の方法により通知した住所に対し、個別ギフトを送付するものとします。
 - 4 利用者が第 2 項に定める申請を行わない場合、利用者が有する個別ギフトを受領す

る権利が失効するものとします。

(誤発注、在庫切れ、商品間違い・不良品等による交換)

第7条 利用者が誤って個別ギフトの申請を行った場合であっても、利用者は、個別ギフトの申請のキャンセルを行うことができません。

- 2 利用者からの個別ギフトの申請を確認後、当社又はサービス提供事業者において、利用者が受取りの申請を行ったギフトが在庫切れ等により発送ができない場合、申請をキャンセルさせていただくことができます。この場合、利用者は、キャンセルの連絡から6カ月以内に再度当社が指定する URL へアクセスし、当社所定のフォームから個別ギフトを選択し、受取のための申請を行って頂くものとします。
- 3 利用者が受領した個別ギフトに種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」といいます）が存在する場合（個別ギフトの発送時までに発生した契約不適合に限ります）、利用者は、速やかに当社に対し所定の方法によりその旨を通知するものとします。当社により、契約不適合が確認できた場合には、当社は、契約不適合が存在した個別ギフトと引換えに、利用者に個別ギフトを再度送付するものとします。ただし、申請されていた商品の在庫切れその他の事情により当社が当該商品の再度の送付ができない場合、代替品の送付等で対応させていただくことがあります。
- 4 本条に定める場合を含め、利用者は、利用料金の支払義務を免れないものとし、当社は、既払分の利用料金の返還、精算等を行わないものとします。

(毎月お届けコースにおける電子ギフトの提供)

第8条 当社は、設定されている基本メールアドレスに対し、毎月1回、当社の定めるところにより、電子ギフトの受取に必要な URL が記載された案内メールを送信します。

- 2 利用者は、案内メールの発送後 6 カ月以内に案内メールに記載された URL へアクセスし、当社所定のフォームから個別の電子ギフトを選択する申請を行うものとします。
- 3 当社は、申請の確認後、当社が指定するサービス提供事業者を通じ、基本メールアドレスに対し、電子ギフトの進呈メールを送信します（以下「進呈メール」といいます）。
- 4 利用者は、進呈メールの発送後 6 カ月以内に当社所定の手続きを行うことで電子ギフトを受領することができるものとします。
- 5 利用者が第 2 項に定める申請又は前項に定める手続きを行わない場合、利用者が有する個別の電子ギフトを受領する権利が失効するものとします。

（免責事項）

第 9 条 当社は、ギフトサービスに基づき契約者に供給する商品の品質については、その製造者が行う明示の品質保証を除き、一切その品質保証を負わないものとします。

- 2 ギフトサービスを提供するにあたり、当社がその責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社は、利用者の既払利用料金の合計額を上限額として、損害を賠償するものとします。ただし、当社が故意又は重大な過失により与えた場合には、法律上相当な限度でその損害を賠償するものとします。
- 3 利用者が通知した住所に個別ギフトが到達後、利用者は個別ギフトを速やかに受領する義務があるものとし、当社は、利用者の受領の遅延または受領拒絶による個別ギフトの滅失、毀損その他個別ギフトに生じた危険についてその責めを負わないものとします。利用者がギフトの受領を拒絶した場合等当社の責めに帰さない事由により利用者が個別ギフトの受領をしなかった場合についても、同様とし、当社は、個別ギフトを再度送付しないものとします。

別表 1

コース名	コース内容
年 2 回お届けコース	当社が 6 カ月に 1 回提供する URL 等の情報を利用して、利用者が、当社が指定する商品の中からギフトを選択し、当社が利用者の選択したギフトを提供するもの。
毎月お届けコース	当社が 1 カ月に 1 回提供する URL 等の情報を利用して、利用者が、当社が指定する電子ギフトサービスの中からギフトを選択し、当社が利用者の選択した電子ギフトを電子メールにて提供するもの。

附則

(実施期日)

本規約は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附則（2019 年 9 月 27 日 コ企サ 19-063 号）

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。